

【2016年6月17日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第125号 ■

目次

【今号の内容】

- 最低賃金の引上げに向けた中小企業事業主への支援として、助成金の支給や無料相談窓口の開設を行っています
- 「イクメンスピーチ甲子園2016」応募受付中です！
～ 育児と仕事を両立しているイクメンエピソードを募集。8月8日まで～

最低賃金の引上げに向けた中小企業事業主への支援として、
助成金の支給や無料相談窓口の開設を行っています

厚生労働省は、持続的な経済成長に向けた最低賃金引上げのための環境を整備するため、中小企業事業主への生産性向上のための支援の一環として、1. 業務改善助成金の支給や、2. 無料相談窓口「最低賃金総合相談支援センター」の開設を行っています。

1. 業務改善助成金制度

東京、神奈川、埼玉、千葉、愛知、京都、大阪を除く全国40道県において、下記の業務改善策を導入する中小企業事業主に対して、業務改善に要した経費の1/2（常時使用する労働者の数が30人以下の企業は3/4）を最大100万円まで助成する制度です。

- ・時間給800円未満の労働者の賃金（時間給または時間換算額）を60円以上引き上げること
- ・労働能率の増進のための設備導入などで業務改善を図ること

【手続きなど詳細はこちら】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html

2. 最低賃金総合相談支援センター

「最低賃金総合相談支援センター」は、厚生労働省から委託を受けた民間事業者が全国 47 都道府県ごとに設置しています。このセンターでは、人事労務の専門知識を持つ社会保険労務士や経営コンサルタントが、賃金制度の見直しなどの中小企業事業主が抱える経営、労務管理の課題について、相談対応・専門家派遣を無料で行います。

【相談先など詳細はこちら】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyoku/01.html

「イクメンスピーチ甲子園 2016」応募受付中です！

～ 育児と仕事を両立しているイクメンエピソードを募集。8月8日まで ～

厚生労働省では、育児を積極的に行う男性＝「イクメン」を応援し、男性の育児休業取得を促進するイクメンプロジェクトの一環として、今年度も「イクメンスピーチ甲子園」を開催します。この取組は 2014 年に初めて開催され、今回で 3 回目になります。

「イクメンスピーチ甲子園」では、働きながら育児をしている男性から、育児と仕事の両立についての工夫、育児の楽しさや大変さといったエピソードを 8 月 8 日まで募集しています。予選審査を通過した決勝進出者 3 人で、10 月 19 日に公開スピーチによる決勝戦を行い、優勝者を決定し、表彰します。

厚生労働省では、これらの取組によって、イクメン本人の育児と仕事の両立に関する工夫を広め、男性の積極的な育児や、育児休業の取得を促進していきます。あなたのイクメンエピソードを、ぜひ聞かせてください。

【詳細はこちら】

イクメンプロジェクト公式サイト

<http://www.ikumen-project.jp/index.html>

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=10>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」
へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-